

## 観光圏整備計画の作成について(記載要領)

### 1. 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針

→基本的施策の方向性や、ブランド戦略等の基本方針について、簡潔に記載。

### 2. 観光圏の区域

→都道府県・市町村・区域名を記載。

### 3. 滞在促進地区の区域

→区域(名称・番地等地理的範囲)、設定理由、宿泊施設の数を記載。

### 4. 観光圏整備計画の目標

→計画策定年度から概ね5年間の観光振興に関する数値目標を設定。

例)

- ・年間観光入り込み客数、リピーター率
- ・年間の宿泊客数、一人あたり平均宿泊数、宿泊施設の稼働率
- ・年間観光消費額

※地域住民等が中心となった観光まちづくり主体による、継続的・自立的な活動体制の確立の見通しがあれば記載。

### 5. 観光圏整備事業に関すること

→以下の各項目ごとに、事業概要、実施主体、実施期間を記載。

- (1) 宿泊魅力の向上に関する事業
- (2) 観光コンテンツの充実に関する事業
- (3) 観光案内・観光情報の提供に関する事業
- (4) 交通・移動の利便性向上に関する事
- (5) 農山漁村交流促進事業※
- (6) その他観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する事項

※農山漁村交流促進事業について記載の場合は、別途、活性化計画等の資料を、農林水産省が指定した期間に別途提出。

### 6. 計画期間等

→見直しの手順についても記載。

### 7. その他市町村又は都道府県が必要と認める事項

→地域住民の協力に関する施策等あれば記載。

また、観光圏整備事業の前提となる社会資本整備、公共交通活性化、地域再生・地域活性化を目的とする政府の関連施策に係る既存計画について、必要に応じて記載。

### 8. 協議会に関する資料等

→規約、協議結果等を添付。

※協議会が設置されていない場合は、観光圏整備事業を実施すると見込まれている者との協議実績・結果を記載。

### 9. 住民その他利害関係者の意見を反映させるための措置及び反映内容

→住民参加やパブコメ等の実施状況、意見及び観光圏整備計画への反映結果を記載。

### 参考資料: 圏域図

→県市町村界を示した地図に、観光圏の区域及び滞在促進地区の位置を示すこと。

